

答 申 第 223 号
平成18年 3月24日

千葉県知事
堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年10月11日付け東県セ山第138号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成17年8月10日付けで異議申立人から提起された平成17年8月2日付け東県セ山第104号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示とした部分のうち別表に掲げる情報以外の部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年8月2日付け東県セ山第104号で行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち土地賃貸借契約書（以下「本件文書」という。）の部分を開示とする決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件は産業廃棄物処理施設設置許可に関する申請の文書の開示請求であり、万一当該土地に廃業後有害物質の残存が判明した場合、また、操業中に有害物質が近隣に漏れた場合の処理責任は、土地所有者、賃借権者いずれが持つか不明のため本件文書の不開示部分については、取り消してもらいたく異議を申し立てる。

(2) 企業は継続事業を前提としているが、いつ、いかなることが起こるかも知れず、永続するものとは考えられない。

一方、土地については、近世現代において無主物になったことはなく、また将来も無主物になる可能性はない。

したがって、将来賃借人が撤退した後、産廃処理施設跡地の残存有害物質が悪さをした場合、その損害賠償責任は、土地所有者・賃借人どちらが責任を持つかは、契約書には当然記載されていると思われるが、それらの事項については、設置届けにはなんら触れられていない。

(3) 三重県の例にあるように有害物質が処理された後に判明し、当事者の会社が存在しない場合、果たして地主が対応できるものなのかどうかは、賃貸借期間中の対価のやり取りから判断できると私は思っている。

内部管理情報とはいったが、有害物質の処分などは内部資料のみから判明するもので、一般的には警察の力によっている。

警察段階でなく、それ以前の段階でわかるべきものとする。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は本件文書を不開示とした部分について、異議を申し立てている。

本件文書には、賃料の月額、賃貸借期間その他契約の詳細が記載されている。これらは、法人がこの土地をどのように賃借しているかという情報であり、法人の内部管理に関する情報である。よってこれらは千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第3号に該当しており、開示することで当

該法人の事業運営上その他正当な利益を害するおそれがあるため不開示とした。

異議申立人は、有害物質による被害があった場合の責任は、土地所有者・賃借人どちらにあるかということが、本件文書に記載されていると考えているため、本件文書の不開示の取り消しを要求している。しかし、この理由は、条例に基づく不開示理由に対する主張ではないため、この主張には理由がないものとする。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 異議申立ての趣旨等について

開示請求に係る行政文書は、小規模産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けるため、有限会社ソーワロジック（以下「申請者」という。）が千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成14年千葉県条例第3号）第12条第1項の規定により申請した申請書及び添付書類である。

実施機関は、添付された小規模産業廃棄物処理施設の設置場所の土地（以下「本件土地」という。）に係る申請者と契約の相手方である地権者の間で作成された本件文書や申請者の定款に記載された社員の氏名、住所及びその出資口数等を不開示部分とする本件決定を行った。

これに対して異議申立人は、本件決定のうち本件文書の部分を不開示とする決定の取消しを求める異議申立てを行なった。

2 条例第8条第3号該当性について

実施機関は、本件文書に記録された情報を、全体として土地の賃借人である申請者の内部管理に属する情報であり、開示することにより法人の事業運営上その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号に該当すると説明する。

しかしながら、本件文書に記録された情報が条例第8条第3号に該当するか否かは、記録された情報ごとに検討する必要があるものと認められる。

そこで、以下に本件文書に記録された情報ごとに本号該当性を検討する。

(1) 賃料等の情報

本件文書に記録された賃料の金額、支払期日、支払方法、賃貸借期間及び返還義務を怠った場合の損害金の額の情報は、私人間の交渉等の結果、本件契約独自の内容によって決定された性格のものと考えられる。また、契約日も、両当事者が合意し本件文書を取り交わした日であり、その情報は、賃貸借期間の始期が推知される情報である。

よって、これらの情報は、法人の内部管理に属する情報であり、開示することにより法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報であると認められるので、本号イに該当する。

(2) 申請者の代表取締役の印鑑の印影

本件文書に記録された申請者の代表取締役の印鑑の印影は、本件の土地賃貸借契約（以下「本件契約」という。）が真意に基づいて締結された真正なものであることを示すものであり、特別な管理をしている印鑑の印影であると推認される。

このような情報を開示することは、法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、当該印鑑の印影は、本号イに該当する。

(3) 本件土地の表示

本件文書に記録された本件土地の所在、地番、地目及び地籍は、「小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所」が本件決定により開示される申請書によって明らかにされていることから、土地登記簿により何人でも知り得る情報であり、本号に該当しない。

(4) その他の情報

上記(1)から(3)まで以外の情報は、契約の相手方に関する情報及び本件契約の一般的な約款の情報等であり、開示することにより法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められず本号に該当しない。

3 条例第8条第2号該当性について

実施機関は主張していないが、本件契約の相手方は個人であり、本件文書には当該個人の住所・氏名が記録されていることから、本件文書に記録された情報は、全体として個人に関する情報であって特定個人が識別される情報であると認められ、本号本文に該当する。

そこで、上記2で条例第8条第3号に該当しないと認められた情報の本号による不開示の妥当性を判断するため、これらの情報の本号ただし書の該当性を、以下に検討する。

(1) 契約の相手方の住所及び氏名

契約の相手方である個人の住所及び氏名は、「小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所」が本件決定により開示される申請書で明らかにされており、また、当該個人が本件土地の登記名義人であることが申請書に添付されている土地登記簿謄本により明らかであることから、土地登記簿により何人でも知り得る情報と認められるので、本号ただし書イに該当し開示すべき情報である。

(2) 契約の相手方の印鑑の印影

上記(1)のとおり契約の相手方の住所及び氏名は本号ただし書イに該当し開示すべき情報と認められたが、氏名の末尾に押印された印鑑の印影は、法人代表者の印鑑の印影と同様に、本件契約が真意に基づいて締結された真正なものであることを示すものであり、特別な管理をしている印鑑の印影であると推認される。

したがって、氏名が公にされている情報として開示すべきであったとしても、印影の情報は氏名の情報そのものとは違い本号ただし書イに該当せず、不開示が相当である。

(3) 本件土地の表示

本件土地の表示については、上記2(3)で検討したとおり、土地登記簿により明らかにされる情報であり、本号ただし書イに該当するので開示すべきである。

(4) その他の契約約款

本件契約は、申請者が小規模産業廃棄物処理施設の設置のため、本件土地の権原を取得するために締結したものと認められる。申請者が許可申請を行うに際し

ては、設置予定地の正当な使用権限を有していることが必須要件とされており、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例に係る設置許可業務等事務処理マニュアルではその権原が賃貸借契約等である場合には当該土地賃貸借契約書の写し等の書類を添付することが求められているものである。そして、本件契約の契約約款のうち、上記2(1)で検討した賃料等以外の情報は、契約の目的、契約における禁止事項、契約の解約に関する事項、契約の解除に関する事項、明渡に関する事項等であり、本件の申請書に添付されていることを勘案すれば、社会通念上推知し得る一般的な取り決めであると認められる。

そうすると、これらの約款部分は、公にすることが予定されている情報であると解釈される。したがって、これらの約款部分の情報は本号ただし書イに該当し開示すべき情報である。

5 結論

以上のとおり、本件文書のうち別表に掲げた情報は、それぞれ条例第8条第3号又は第2号に該当し不開示とすることができるが、その余の部分は開示すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表（不開示相当と判断した情報）

情 報	不開示理由
賃料の金額	第 3 号該当
支払期日	〃
支払方法	〃
賃貸借期間	〃
返還義務を怠った場合の損害金の額	〃
契約日	〃
申請者の代表取締役の印鑑の印影	〃
契約相手方の印鑑の印影	第 2 号該当

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 10. 11	諮問書の受理
17. 11. 7	実施機関の理由説明書の受理
17. 12. 8	異議申立人の意見書受理
18. 3. 17	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成18年3月17日現在)